

平成 29 年度第 3 回鎌倉市児童福祉審議会 議事録

日時：平成 30 年 1 月 19 日（金）

場所：本庁舎 1 階 第一委員会室

○議事次第

1 開会

2 議題

(1) 拠点保育所の整備及び公立保育所の民営化について

ア 保育所等整備交付金について

イ 鎌倉市児童福祉審議会意見書（案）の内容確認について

ウ 鎌倉市拠点保育所整備計画（案）について

(2) その他

3 閉会

○委員出欠

・出席者

松原委員長、富田副委員長

小泉委員、森田委員、山田委員

○事務局出席者

（こどもみらい部）

進藤部長、平井次長兼こども相談課長、小柳出次長兼こどもみらい課担当課長

（こどもみらい課）

永野担当課長、正木課長補佐、太田担当係長、福土職員、蔵並職員

（保育課）

栗原課長、松本課長補佐、矢作担当係長、山下職員

○小柳出次長

おはようございます。こどもみらい部次長の小柳出と申します。よろしく申し上げます。委員の皆様、お忙しい中御出席いただき有難う御座います。第三回鎌倉市児童福祉審議会の開催に先立ち委員の出欠、傍聴者について御報告します。

本日は全委員5名中、5名全員の御出席をいただいております。鎌倉市児童福祉審議会条例第7条2項に定められる定数を満たしていることを御報告します。

また、本日は傍聴者1名の方がいらっしゃっております。事務局としては特段非公開にすべき議事はありませんので、入室について御確認をお願いします。

○松原委員長

特段、非公開にする議事がないということで傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは入室してください。

<傍聴者入室>

○小柳出次長

それでは委員長、進行をよろしく申し上げます。

○松原委員長

それでは今年度第3回の鎌倉市児童福祉審議会を開催します。本日はお忙しい中御出席をいただき有難う御座います。事務局から、本日利用する資料について確認をお願いします。

○蔵並職員

資料の確認をお願いします。本日、資料1から資料3までを配布しています。資料1が保育所等整備交付金について、資料2が鎌倉市児童福祉審議会意見書(案)、資料3が鎌倉市拠点保育所整備計画(案)となります。また、10月19日に開催した第二回鎌倉市児童福祉審議会の議事録を机上にて配布しております。あわせて御確認ください。以上です。

○松原委員長

資料の過不足ないでしょうか。それでは、事務局から、議題(1)拠点保育所の整備及び公立保育所の民営化について説明してください。

○太田係長

こどもみらい課太田です。よろしく申し上げます。議題(1)拠点保育所の整備及び公立保育所の民営化について説明します。

前回の児童福祉審議会では、鎌倉市として方針転換し、拠点保育所を民営化する理由と、拠点保育所の役割について、あらためて整理した内容をお伝えし、委員の皆様から御意見を頂戴しました。

本日は、前回の審議会で多くの御意見を頂戴した施設整備に係る補助制度を説明します。続いて、本議題については、審議会からの意見書としてまとめることとなりますので、前回までの議論に基づき事務局が作成した意見書の案を御説明します。その後、意見書を参考にしながら、作成を予定している拠点保育所整備計画の案について御説明します。

それでは、拠点保育所の整備にあたって活用を予定している保育所等整備交付金の概要について保育課から説明します。

○松本補佐

保育課松本です。よろしくお願ひします。今後の拠点保育所の整備にあたっては、厚生労働省が所管する保育所等整備交付金の活用を予定していることから、本日は、その概要について説明します。

資料1を御覧ください。「1 制度概要」です。この交付金は、平成27年度の子ども子育て支援新制度の施行にあわせて創設された補助制度で、市町村が策定する整備計画等に基づいて、民間事業者が、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の設置、修理、増改築を行う際の経費が国から交付されるものです。建て替えにあたっては、新たに建設する建物で受け入れる定員により、基礎額が定められています。資料上では、現在の定員が90人の腰越保育園を定員100人で建て替える場合を想定して、交付金額を掲載しており、今年度の基準で考えると、約166,000千円が事業者に対して交付されます。通常の場合、この交付額のうち、約110,000千円を国が、約55,000千円を市が負担することになりますが、現在の制度では、鎌倉市が、厚生労働省が取り組む待機児童解消加速化プランに参加していれば、約148,000千円が国の負担、約18,000千円が市の負担となり、市の負担が更に減ることになります。この金額は、建物の建設費に適用される金額で、既存建物の解体や、仮設園舎の設置があった場合は、一定金額が上乘せされることになりますが、上乘せ部分についても、大部分を国が負担することになるため、鎌倉市としては、財政負担を抑えつつ、拠点保育所の整備が可能となります。

次ページを御覧ください。「2 実績」です。保育所等整備交付金は、平成27年度に創設された制度ですが、鎌倉市では、同じく施設整備の補助金である安心こども交付金を優先して利用しており、現時点では、保育所等整備交付金の利用実績はありません。そのため、このページの実績としては、安心こども交付金の実績を掲載しました。国負担、市負担、事業者負担の考え方は、概ね同様となります。それでは、平成26年度の認可保育所の整備を例として説明します。この保育所の場合、総事業費188,348千円のうち、補助金の算定上、補助対象の上限金額が140,484千円となり、このうち、国負担が十二分の八で93,656千円、市負担が十二分の一で11,707千円、事業者負担が、十二分の三で35,121千円となります。一方、補助対象となった金額を超える部分の47,864千円については、全額、事業者負担となることから、事業者負担の合計は82,985千円となり、総事業費の45%程度は事業者が負担する結果となりました。この超過部分の割合は、その他の例でも大きく、平成27年度の認可保育所では、43,881千円、平成28年度の認可保育所では、393,045千円となっています。

「3 財政効果・課題」です。公設公営、公設民営として建替えた場合、国からの補助金はありませんが、民設民営として民間事業者が建て替えることで、保育所等整備交付金を活用することができるため、鎌倉市の財政負担を軽減することができます。一方、当審議会において、交付金の対象になる金額と、実際にかかる事業費に差が大きく、事業者負担が重いという御指摘をいただいておりますので、この負担を軽くするような施策の検討が今後の課題となってくると考えています。

○松原委員長

有難う御座いました。御質問御意見等いかがでしょうか。事業者負担が大きくなっており、現実的に民営化を担ってくれるような事業主体の進出意欲が出てくるのかということが気になります。いかがでしょうか。

○富田副委員長

その前に一点お伺いしたいのですが、岡本保育園の仮説園舎では、どれくらいの建設費用が掛かりましたか。

○太田係長

約1億円です。

○富田副委員長

実勢単価と補助単価の額が乖離しています。厚労省にどれだけ伝えても改善されません。特別養護老人ホーム並にするように要望していますが、絶対に認めてくれません。この資料に書いてある金額に土地の貸借、既存建物の解体撤去、仮説園舎の設置に要する費用は含まれていないと書いてあったので、確認したところ、岡本保育園の仮説園舎では約1億円掛かっている。そうすると、自己負担額が更に増える。民間の社会福祉法人の事業では、これだけの財源を生むことができませんが、どうやって建物を建てれば良いのでしょうか。私の法人がずっと前に建てた建物は、その当時、県が借入金の四分の三を助成して、更に利息を助成してくれましたが、その制度は無くなってしまいました。事業者が負担することになると、今の社会福祉法人の能力からすると無理ではないか、建たないのではないかと思います。鎌倉市としては実勢単価と補助単価の乖離について、どのように理解しているのでしょうか。

○山下職員

保育課の山下と申します。今回の試算にあたっては、建て替えによる解体と仮設工事を試算に入れていませんが、国の制度上は解体撤去した場合と仮設園舎を建てた場合にも補助金があります。100人規模の定員の場合、仮設園舎の国の基準額が約789万円になり、解体撤去については約385万円が国の基準額となっています。ここに市の負担割合が加わりますので、仮設設備の補助金額につきましては合計約887万円、解体撤去については合計で約433万円、合わせて約1,321万円が、試算上は加算されることとなります。

○富田副委員長

私が伺ったのは、そういう細かい部分ではなく、鎌倉市として、実勢単価と補助単価の乖離をどう受け止めているかということです。例えば、多いと思っているのか、少ないと思っているのか。施設を増やそうと国は言っているが、対応する能力が社会福祉法人にはないと思っている。そういう部分も含めて、鎌倉市はどのように受け止めているのでしょうか。

○栗原課長

保育課長の栗原です。先ほどの表からしても、超過部分として多額の事業者負担になっていますので、実勢単価と補助単価については、補助単価が現実に即してない部分があるのではないかと捉えています。大元が国の制度になるので、なかなか市単独でその部分を補うことが難しいのですが、考え方としては、乖離があると思っています。

○松原委員長

児童福祉審議会としての意見になるので、市の負担が低くなります、ということだけでは、子どもの福祉という面から認めることはできません。少なくとも、民営化して保育の充実を図ることができるということ、そのためには、運営を引き受けてくれる質の良い事業者が期待できるということが前提にないと、なかなか審議会としての意見にはなりにくいのではないかと思います。説明を聞く限り、事業者の負担が大きく、このような状態ではやって下さる社会福祉法人が見つけにくいのではないですか、ということが富田委員の意見だったと思いますが、鎌倉市としては、質の良い民間事業者を誘致するような手法を考えていますでしょうか。

○永野課長

こどもみらい課の永野です。第一回、第二回と委員の皆様から御意見をいただいた中で、この補助制度自体が、実勢価格とかけ離れていることが問題であるという御意見をいただきました。その際に、補助制度について説明できる資料がなかったため、今回あらためて説明をしました。議題の次になりますが、当審議会から、実勢単価と補助単価が大きくかけ離れているというのが問題であるということをお意見としていただくこととなります。それについてのお答えが拠点保育所整備計画には載るということではありませんが、御意見をいただいて、今後の課題として検討していくというような形にしたいと考えています。

○富田副委員長

資料1の1ページの一番下にあるように、国は、平成29年度末までに保育の受け皿を約50万人分用意する、建物を建てるのにお金を出すとありますが、補助金の過半を国が、残りを市町村で出したとしても、事業者の負担が大きくなり過ぎると、今後、保育園を新設して事業をやろうという民間事業者が出てこない気がします。元々、保育園の運営費と言うのは不要額が残れば返すと言うのが大原則で、最近では建設積立金というのは認められていますが、本来は足腰が弱い法人です。将来を背負って立つ子どもたちを育てるのに、老人向けの施設は手厚くするけれども、何も言わないからと言って、子ども向けの施設は少なくて良いと見えてしまうような状態であることがおかしな話だと思い、私達は、昔から厚労省に要求していますが、法律に則って対応しているので、それ以上は対応できません、というのが厚労省の回答です。実際、法律が大幅に改正された際にも補助単価は変更されていません。私たちでは限界があるので、行政から、この乖離を何とかするように国に対して要求していかないと、何ともならないのではないのでしょうか。是非、私たちが一生懸命話している内容を明文化して国に訴えかけてください。行政しかできない役割だと、私はそう思います。

○松原委員長

少し先走ることになりますが、資料の2で補助単価と実勢単価に乖離があり、乖離について鎌倉市としても努力をして欲しいという意見を付けると同時に、鎌倉市として国や県に意見具申をして欲しいという表現を入れましょう。他市の審議会の報告書でも、国や県への要望を入れるケースもありますので、そういった形で委員の方々の思いを明文化することができると思いますし、審議会の意見としては、民営化する際には、良い事業者さんが出てこられるようにして欲しいという考えがあります。後ほど、資料の(2)の確認の際に、どのような表現にするか皆さんの御意見をいただくということで宜しいでしょうか。

それでは次に進みます。実態を説明して頂いて、事業者負担が大きいということが分かりました。お金の話だけをしていた訳では無いので、そこも踏まえながら、第一回、第二回で議論してきた内容が資料の2となります。事務局がまとめていますので、まずは事務局から説明をお願いします。

○太田係長

続いて、事務局で作成した意見書の案を説明します。資料2としてお配りした鎌倉市児童福祉審議会意見書(案)を御覧ください。表紙をめくり、目次から説明します。意見書の構成としては、「1 はじめに」、「2 拠点保育所の状況」、「3 公立保育園を取り巻く状況」、「4 拠点保育所の整備等に関する基本的な考え方」と、今までの審議会で事務局から説明してきた内容を順に掲載しました。その後、「5 審議会からの意見」「6 終わりに」として、皆様から出された意見をまとめています。

本日は、順を追って説明する中で、拠点保育所の整備やその役割などについて議論を深めていければと思っています。

1ページを御覧ください。「1 はじめに」です。ここでは、審議会への意見聴取に至る背景を記載しています。あらためての説明となりますが、拠点保育所の整備や鎌倉市立保育園の民営化を定めた、鎌倉市立保育園民営化計画については、過去の児童福祉審議会での審議を踏まえて作成されていることから、それに続く、拠点保育所の整備方針についても、児童福祉審議会での意見を聴取した上で、計画としてまとめる必要があると判断したものです。また、拠点保育所の整備について御意見を聴取する中で、拠点保育所の果たすべき役割や、民営化を実施する際の手法、民営化後の公立保育園の保育士の役割についても御意見を頂戴していることから、その旨を記載しています。

続いて、2ページを御覧ください。「2 拠点保育所の状況」です。ここでは、由比ガ浜保育園の完成をもって、計画していた拠点保育所の整備が完了することを、次に、拠点保育所における保育サービスの状況と、施設の状況を記載しています。表1が保育サービスの状況です。定員、児童数、開所日、開所時間、保育の開始月齢、一時預かりの開始月齢、延長保育の有無、園庭開放・地域交流の有無を掲載しています。拠点保育所では、産後休暇明け保育、6か月からの一時預かりを実施することを目指していますが、腰越保育園については、6か月からの一時預かりが実施できておらず、大船保育園については、産後休暇明け保育と一時預かりのサービス自体が実施できていない状況です。案の中では、平成29年8月1日現在の児童数を記載していますが、今後、計画書の確定に向けて、平成30年1月1日現在の実績に修正します。表2が施設の状況です。構造、延床面積、建築年度、耐震化状況、バリアフリー設備の整備状況、津波浸水予測の状況を掲載しています。この表では、腰越保育園が、建築後、約50年となるため、建て替えを行うべき時期にきていることや、腰越保育園、大船保育園の2園で、多くのバリ

アフリー設備が整備されておらず、障害児等の受け入れに必要となる環境が整っているとは言い難い状況であることが分かります。これらの状況を踏まえると、この両園について、建て替え等による施設整備が今後の課題となります。

続いて、3ページを御覧ください。「3 公立保育園を取り巻く状況」です。公立保育園を取り巻く状況として、2つの行政計画を紹介しています。「(1) 鎌倉市公共施設再編整備計画」です。この計画では、次世代に過大な負担を残さないことを前提に、新規単独施設は整備しないことや、施設更新時の複合化、集約化等を原則として定めています。公立保育園も再編の対象となっており、先ほど、施設が不十分だと申し上げた腰越保育園と大船保育園については、小学校、中学校の中から選出される、地域拠点校の建て替えにあわせて、平成38年から平成65年にかけて複合化される計画となっています。施設の状態や保育サービスを充実させるためには、この計画よりも早く施設整備を行いたいと考えていますが、その場合でも、この計画と齟齬が出ない手法で施設整備を行う必要があります。「(2) 鎌倉市職員数適正化計画」です。この計画では、人件費の抑制や真に必要な行政サービスの提供を計画趣旨とし、民間業者への業務委託等により、鎌倉市全体で109人の職員減員を目指しています。この中では、公立保育園についても民営化を図ることが、具体例として示されており、民営化の検討や検討結果を踏まえた形での、園運営が求められています。続いて、「4 鎌倉市における拠点保育所の整備等に関する基本的な考え方」です。審議会の中で事務局から説明してきた考え方をまとめています。「(1) 拠点保育所の整備について」です。こどもみらい部としては、施設面に課題がある、腰越保育園及び大船保育園を建て替えの対象として考えています。ただし、先ほど説明した公共施設再編整備計画や、職員数適正化計画と齟齬が出ない形で事業を進める必要があるため、建て替えにあたっては、民間事業者を選定し、当該事業者が建物を建て替えた上で、運営を移管する、つまり、建て替えにあわせて、拠点保育所を民営化する手法を採用します。過去の民営化とは異なり、拠点保育所を民営化することになりますので、市の関与を明確にするため、新制度で定められた公私連携型保育所とすることを検討しています。また、地域の子育て支援の拠点として、子育て支援センターとの併設を検討していくこととします。

「(2) 拠点保育所の役割について」です。拠点保育所では、設備・運営の両面での体制整備を進め、特に、配慮が必要となる障害児等についても、受け入れを担保し、児童発達支援事業所との並行通園の実施など、関係機関との連携を強化する役割を担っていきたいと考えています。一時預かり事業では、待機児対策、リフレッシュのみならず、保護者が直前に申し込んでも受け入れることができるような体制の整備を検討していきます。また、地域内の小規模保育事業者等の連携施設の役割を担い、多様な保育事業者の活動を支援していきます。「(3) 保育行政の役割について」です。検討している拠点保育所の整備にあたっては、民営化を伴うため、整備にあたり生じた人的資源を、認可保育所以外で働く保育士向けの研修提供や、民間保育園の保育士の研修受講時・教員免許更新時の代替保育士派遣など、新たな実施するサービスの担い手として育てていきます。以上です。

続いて、4ページを御覧ください。ここまでは、事務局から説明をしてきた、拠点保育所の状況、公立保育園を取り巻く状況、鎌倉市における拠点保育所の整備等に関する基本的な考え方をまとめてきました。「5 審議会からの意見」では、審議会の中で、委員の皆様から出された御意見を、まとめています。ここは、内容や表現などを確認していただきたいと思いますので、原文のまま読みます。

「(1) 拠点保育所の整備」に係る御意見です。今までの民営化のように、古い建物を譲渡する手法は避けるべきです。新たに建物を建設する場合、鎌倉市が建設すると、国からの補助金制度がありません

が、民間事業者が建設することで、国からの補助金が受けられることから、限られた財源の中で取り得る選択肢としては理解することができます。国からの補助金が利用できれば鎌倉市の財政負担は軽減される一方、現在の補助金制度は、補助単価と実勢単価に差があり、民間事業者の負担が大きいことから、この差が小さくなるような市の補助金制度の検討や、国への働きかけが必要です。金銭的な補助だけではなく、研修制度の充実など、民間事業者の応募に際し、新たなインセンティブの付与も重要です。

「(2) 拠点保育所の役割」に係る御意見です。拠点保育所は、その他の保育所を指導するのではなく、支援をするという立場から関わるべきです。例えば、一時預かり事業では、待機児対策だけではなく、急な申し入れ時にも、受け入れることができるような仕組み作りが必要です。特に配慮が必要となる障害児や病後児等の保育についても積極的に対応していくべきです。その保育所で全てに対応できない場合でも、送迎などの拠点として活動することも選択肢の一つです。

「(3) 人材の活用・育成」に係る御意見です。過去の民営化では、移管先を社会福祉法人としてきた経過もあり、民営化の担い手を確保することだけを目的として、対象を社会福祉法人以外に広げることは好ましくありません。一方、社会福祉法人以外でも保育の実績がある法人が増えてきていることは事実であり、対象を広げる場合には、経営している保育所の状態、保育内容、研修システム等を十分に調査する必要があります。また、対象法人の選定に際しては、保護者とも十分に協議した上で、慎重に判断する必要があります。

「(4) 留意事項」です。保育行政を推進する立場としても、全ての公立保育所を民営化することは避けるべきです。公立保育所を運営するための保育士採用計画、育成するための教育システムを作成し、適切に運用する必要があります。また、公立保育園の保育士に新たな役割を担わせるためには、その役割にあわせて、意識を変えていく必要があります、その為の取り組みも、保育行政としての重要な役割です。以上のように、審議会の意見としてまとめています。

最後に、「6 終わりに」です。審議会から御意見を頂戴する中で、拠点保育所に対する期待を感じたことや、行政としての役割を、あらためて認識したこともあり、このような結びの言葉といたしました。

以上で、意見書(案)の説明を終わります。

○松原委員長

はい。有難う御座いました。3ページまでは現状の確認と鎌倉市の考え方ということで、ここの部分について、事実誤認等があれば御指摘していただきたいと思います。原局としても同様に事実誤認があれば御指摘ください。ここまで大丈夫ですか。これを前提に、4ページが私たちの意見になりますので、ここについて皆様から御意見を伺いたいと思います。先ほど富田副委員長から、(1) 拠点保育所の整備のところに書かれている実勢単価と補助単価の差に関わる御意見を頂いています。富田副委員長の御意見を入れると、二段落目の三行目「市の補助金制度の検討や、鎌倉市による国や県への働きかけが必要です。」というように、働きかけを行う主語を入れることで、富田副委員長の御意見を反映できると思いますが、よろしいでしょうか。

○富田副委員長

上手くまとまっていますが、ちょっと表現が弱いような気がします。

○松原委員長

私が気付いた点が二点あります。一点目は「(2) 拠点保育所の役割」のところですが、「拠点保育所は、その他の保育所を指導するのではなく、支援するという立場から関わるべきです。」とありますが、関わるという表現は日本語として馴染まない気がするので、「運営されるべきです。」という表現に変えられないでしょうか。また、期待する色々な役割は、費用も掛かることですので、実施するための物理的な制度も必要になります。特に、民営化により民間施設になりますので、このような役割を果たせるような運営上の財政支援が必要になると思っています。拠点保育園なりのプラスαを作ることを考えれば、「こういった役割を果たすための鎌倉市の支援も必要です。」という表現を、(2) の一番最後に入れたいと思います。他はいかがでしょうか。

○富田副委員長

一点、加えて欲しいことがあります。保育所を作っても保育士がいない、公立が募集してもほとんど来ないという現状がありますので、保育士を確保するための鎌倉市独自の奨学金制度を創設して欲しくないかということを加えて欲しい。

○松原委員長

加えるとしたら留意点のところでしょうか。公立保育所のことについて書いてありますから、これに加えて、保育行政として、公私関係なく、保育の質の向上のためや保育士確保のために、例えば奨学金制度を創設する、あるいは鎌倉市が考えている研修制度を充実させることを検討して欲しいということを加えたらどうでしょうか。

○富田副委員長

公立でも、なかなか保育士が集められない中で、本当に民間ならば保育士が集まるのか、ということも以前の審議会でもお伝えしました。例えば、そこまで具体的に書く必要があるかどうかは別にして、奨学金の制度を作って、鎌倉市内の保育所で最低5年間勤務すれば返済義務を消滅させるということも有効かもしれません。

○松原委員長

全体のトーンとあわせる必要がありますので、人材確保のための施策として例示的に入れるということはどうでしょうか。

○富田副委員長

それで良いと思います。

○松原委員長

他はいかがですか。

○小泉委員

公立保育所を全て民営化するのは避けるべきであるという意見が書かれているとおり、公立保育所の果たす役割の重要性っていうのは全国的にも浸透していて、重要なものだと思っています。「(2) 拠点保育所の役割」で今後の拠点保育所の役割が言及されていますが、その一行目で「拠点保育所は、その他の保育所を指導するのではなく」と書かれています。この否定的な言い方だと、指導的な役割を完全に否定すると受け取られてしまいますが、保育所同士が相互に連携しあい、お互いが指導しあうという意味合いは残っていると思うので、ここの「保育所を指導するのではなく」っていうのは削除すべき、あえてここに書くべきでは無いと思います。

○松原委員長

この部分は、第一回目と第二回目の審議会で指導という言葉が出てきた際に、そうではないという御指摘があり、事務局の方で加えて頂いたのですが、おっしゃるとおりです。

○小泉委員

ここの文言を取ってしまって、「拠点保育所は、その他の保育所を支援するという立場から運営されるべきです。」というのはどうでしょうか。

○松原委員長

「その地域の保育所を」ではどうでしょうか。「その他」と言うと少し軽くなってしまいます。

○小泉委員

そうですね。

○松原委員長

それでは、「拠点保育所は、その地域の保育所を支援するという立場から運営されるべきです。」にしましょう。他はいかがでしょうか。現在までの修正箇所は、事務局の方で確認できていますか。大丈夫でしょうか。特に、人材確保のところについて、しっかり明文化できていますか。「保育士の確保、人材育成について、鎌倉市として、十分に施策を講じるべきです。例えば、奨学金事業の創設など。」という流れでしょうか。

○山田委員

一点、加えてください。横浜市等は住居費の補助を出しています。例えば、鎌倉女子大の生徒でも、鎌倉市と横浜市を比べた場合、6万円程度の住居費が出るということで横浜市の保育所を受けてしまいます。鎌倉市の施策でも実施して欲しいと思います。

○松原委員長

国の制度で住宅補助の制度を作っていませんでしたか。

○栗原課長

鎌倉市では制度としては採用しておりません。

○松原委員長

それも例示で入れましょう。「奨学金、住宅補助制度の活用」ですね。

○小泉委員

女子大生の家計状況なども変化していて、学内での奨学金制度も増やさなきゃいけないという話もあります。横浜市や川崎市がそうですが、おっしゃったような人材確保のための制度の情報が来ていると、そこに就職をすれば今の状況が楽になる、同じ仕事をするならば、そちらに行った方が良いということで、それだけで学生たちの意識が向くのは事実です。情報が早いほど良い人材が流れるということも実感しています。奨学金の制度も大変重要だと思いますし、公立保育園の採用がなくなったとしても、奨学金制度、或いは住宅費補助制度等があれば、市内の保育所に良い人材が集まってくることは明らかだと思いますので、非常に賛成だと思います。

○松原委員長

他はいかがでしょうか。この場での確認でよろしければ、あとは委員長に一任していただきますが、一旦メール等で再調整は必要ですか。

○委員一同

いいえ。

○松原委員長

大丈夫ですか。それでは、事務局と私に一任をしていただくということで整理したいと思います。次は、拠点保育所の整備計画（案）について、事務局から御説明をお願いします。

○太田係長

資料3としてお配りしている、鎌倉市拠点保育所整備計画（案）を御覧ください。こどもみらい部としては、児童福祉審議会から意見書を頂戴した後、拠点保育所の整備に向けて、この計画を行政計画として策定する予定です。今日は、その計画案を説明し、審議会の中で頂戴した御意見が、どのような形で計画に織り込まれるのか、織り込まれない部分については、どのような形で検討していくのか、という部分も含めながら、説明します。

表紙をめくり、目次から説明します。まず、計画案の構成です。「1 計画策定の目的」、「2 計画の位置付け」、「3 計画期間」、「4 計画の前提」、「5 鎌倉市立保育園の民営化計画における考え方の踏襲・修正」、「6 建て替えまでの流れ」、「7 鎌倉市の役割」、「8 今後のスケジュール」という構成になります。順を追って、説明します。先程、説明した意見書案と重複する部分も多くありますので、重複部分については、説明を省略しながら進めていきます。

1 ページを御覧ください。「1 計画策定の目的」です。今までの説明と重複する部分があり、詳細な説明は省略しますが、この計画は、福祉コストの削減や効率化を目的とするものではないことから、ここで、拠点保育所の機能を維持し、充実させることが目的であるということを明確化します。

続いて、2 ページを御覧ください。「2 計画の位置付け」です。本計画は、鎌倉市総合計画を受けて、子ども・子育て支援に関する計画として定められた鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの中から、保育体制の整備・充実、地域子育て支援事業等の実現を図るものであり、行財政改革に関する計画として定められた鎌倉市行革プラン、鎌倉市公共施設再編整備計画、鎌倉市職員数適正化計画の中から、民間事業者との協働によるサービス向上公立保育園の民営化の検討等の実現を図るものとして位置付け、具体的には、鎌倉市立腰越保育園と大船保育園の民営化を目指す計画として位置付けています。

続いて、「3 計画期間」です。拠点保育所の整備にあたっては、民間事業者を選定した上で、その事業者があらたな建物を建設し、建物の完成にあわせて、民営化することを予定しています。

民営化を実施する場合、職員の配置や採用計画に十分に配慮する必要があることから、計画期間については、職員数の適正化について定めた第四次鎌倉市職員数適正化計画にあわせ、平成 37 年度までとします。

続いて、3 ページ目を御覧ください。「4 計画の前提」です。審議会の中でお示しをした、拠点保育所における保育サービスの実施状況と、施設の状況を掲載していますので、詳細な説明は省略します。

「5 鎌倉市立保育園の民営化計画における考え方の踏襲・修正」です。

鎌倉市としては、過去の児童福祉審議会における審議等を尊重しており、新たに拠点保育所を整備する場合でも、原則として、この考え方を踏襲していきたいと考えています。一方、鎌倉市の財政状況や、保育・子育てニーズを踏まえると、修正を行うべき部分もあり、ここでは、踏襲する部分と修正する部分について記載しています。「(1) 拠点保育所について」です。「ア 地域性」です。市内 5 地域に拠点保育所を 1 園ずつ配置するという考え方は踏襲します。4 ページ目を御覧ください。「イ 運営形態」です。従来は、拠点保育所は公立として運営してきましたが、この考え方を改め、一部の拠点保育所では、建て替えや保育サービスを充実させるため、民営化により、その実現を図ることとします。民営化後の設置形態については、審議会の中で、公設民営とする御意見も出されましたが、安定した保育所の運営が可能となることや、新規単独施設を整備しない原則を定めた鎌倉市公共施設再編整備計画の考え方に従い、民設民営とする考え方を踏襲します。「ウ 役割」です。拠点保育所では、公立保育園独自の保育・子育て支援サービスを提供するという考え方をとってきましたが、運営形態が見直されることや、保育・子育て支援ニーズの多様化に伴い、通常の保育に加え、鎌倉市全体の保育水準の向上を図る役割を担っていきます。その役割は、審議会の中で説明をしてきた、特に配慮が必要となる障害児への対処、一時預かり機能の拡充、小規模保育事業者等の連携施設としての役割、地域子育て支援拠点事業の実施場所の確保などを、拠点保育所の役割として考えています。「(2) 民営化の手法」です。「ア 移管手法」です。従来は、一定期間の使用が可能な建物を対象として、土地を貸付け、建物を現状のまま譲渡する手法を採用してきました。しかしながら、拠点保育所としての機能強化を目的とする本計画には馴染まない手法であるため、腰越保育園と大船保育園は、民間事業者が建て替えを行う手法、建替移管、を前提として進めます。イ事業者の選定手法や、ウ引継ぎ保育、エ保護者の選択する権利などについては、従来の考え方を踏襲します。

「6 建て替えまでの流れ」です。「(1) 対象園の選定」です。対象園は、拠点保育所のうち、施設面及び提供している保育サービスが充分ではない大船保育園と腰越保育園とします。「(2) 用地の選定」です。仮設園舎の設置費用や、建て替えに係る時間を短縮するため、原則、建て替えにあわせて移転することを前提として、移転用地の選定を行います。「(3) 対象法人の選定」です。運営主体については、様々な分野の専門的知識を有するメンバーで構成する選定委員会を設置し、公募対象、公募条件、評価基準を定めます。原則として、対象法人は、社会福祉法人とすることを検討していますが、経営している保育所の状態、保育内容、研修システムなども調査した上で、最終的には決定することとします。「(4) 引継保育・移管」です。環境の変化による児童の負担を軽減するため、引継保育を実施した後、運営を移管します。引継ぎ保育の期間や移管のタイミングについては、児童の状況等を見ながら、適切に判断してまいります。

「7 鎌倉市の役割」です。拠点保育所の整備、公立保育所の民営化は、鎌倉市全体の保育水準の向上という観点から取り組むものです。そのため、ここでは、民営化後の鎌倉市の取組を明記しています。

「(1) 公私連携型保育所」です。民営化後も拠点保育所として鎌倉市の関与を明確にするため、原則、公私連携型保育所とします。公私連携による運営形態は、子ども・子育て支援新制度において新たに児童福祉法に定められた制度で、一定の協定に基づき、市から、土地・建物等の必要な設備の無償又は廉価による譲渡・貸付け等を行うことができます。そのため、今後、本制度に基づき、拠点保育所として果たしていくべき役割の明確化、土地や拠点保育所として必要となる設備の無償又は廉価による貸与を検討していきます。審議会で御意見があった、法人を募集するにあたってのインセンティブを、この制度を利用して、生み出していきたいと思っています。「(2) 保育水準の向上のための取組」です。公立保育士のこれまでの実績を踏まえると、直接保育を提供する以外に人的資源を生かす余地は大きく、民営化により浮いた人的資源を活用することで、民間保育所の支援を進めていきます。鎌倉市が運営する拠点保育所を中心として、認可保育所以外で働く保育士への研修提供、研修受講時や教員免許更新時の代替保育士派遣、小規模保育事業者等との連携、民営化移行後に課題が発生した場合の課題解決のための支援の実施などを検討します。「(3) 保育士の採用・育成」です。民間保育所の支援を行うためには、保育現場に精通する人材の育成も重要です。鎌倉市が運営する拠点保育所がその役割を担うことから、適切に拠点保育所を運営することができるように保育士の採用計画、教育システムを作成し、運用していきます。

「8 今後のスケジュール」です。来年度以降、まずは用地の選定を進め、用地の選定が終われば、保護者説明、事業者の公募へと進んでいく予定です。以上で、計画の説明を終わります。

○松原委員長

はい。有難う御座いました。御質問御意見等ありますか。

○小泉委員

はい。4ページ「ウ 役割」の(エ)についてです。地域子育て支援拠点との併設と書かれていますが、これから設置する保育所の中に、地域子育て支援拠点が併設される場合、同じ建物の中に運営主体が二つ存在するというのでしょうか。子育て支援センターでは指定管理者を選定していますが、一方で新たに選定される保育所の設置主体は別になると思いますが、どのように運営していくのでしょうか。

○永野課長

施設整備という観点から、同じ建物に子育て支援センターがあると良いと考えていますが、詳細については、まだ詰めていません。現在は、指定管理者制度を用いて公共施設として設置していますが、設置の仕方も含めて、どういう形が良いのかということを検討していきたいと考えています。

○小泉委員

指定管理者として選定された事業者は、5年程度で期間が区切られるので、質を維持していかないと次は選定されないかもしれないということで、常に努力があるのだろうなと思っています。一方で、民営化された保育園は、一旦、認可されると、ずっと運営主体が変わらないので、格差が出るのが懸念されます。もう一つ質問ですが、保育水準の向上のための取組として、公立保育士の将来についての構想が書かれており、重要な視点だと思います。一方で、公立保育士として働く職員の方々は、今後どのような場所で、どのように働いていくのか、非常に不安になっていると思っています。例えば、新たな部署、具体的に言うと、保育研究室のようなものができて、そこに所属する保育士が代替保育士として派遣されたり、研修講座を担当するようなイメージなのか、その辺りの具体的なイメージがあるのかどうか伺いたいと思います。

○永野課長

現時点では、こどもみらい部としての具体的な考えは持っていません。実際に民営化される時期にもよると思います。平成37年度までに、この計画を完了したいということを記載していますが、これから用地の選定や業者の選定をしていく中で、実際の民営化の時期は、まだ白紙の状態です。民営化のタイミングで公立保育士の人数と民営化後の定数が何人なのか、そこに、どのくらいの差があるのかということも把握できていません。人数が何人必要なのか、組織として成り立つ程度の人数なのかどうかということは、今後の研究課題だと考えていますが、現場で保育を提供するだけではない部分についても、保育士の経験や知識を発揮できれば良いなと思っています。

○小泉委員

具体的には、鎌倉市の教育委員会等では、幼保小交流のための担当者がいて、研究活動をしていると伺いました。例えば、このような形で、発展的に公立保育士がきっちりと機能するようなシステムを作っていくことができれば良いなと思います。

○松原委員長

どの時点で民営化をするのかということもあるし、現実的に公立保育園が残っていく中で、そこで保育を担いつつ、どれくらいの人材が捻出できるのかということにも関係してくるので、御意見としては必要ですが、具体的に何かと言うことを今考えるのは難しいかもしれません。他の御意見はよろしいですか。この資料は、実際に拠点園の整備に関わってくる部分として、審議会で意見があり、その意見を受けて拠点保育所を整備、民営化していくということで、我々の投げかけに対する現時点でのお答えとして作成していただきました。汲み上げた意見が反映されているかどうかということではなく、現実的

な部分での鎌倉市の対応だと御理解いただいた上で、本日、頂戴した御意見で大きく修正されるものではないと思いますし、二点目の御意見については将来的にしっかりと考えるようにしてください。指定管理者の場合とは違いますが、民間事業者の場合には第三者評価を取得しますので、そこでのチェック体制は働くと思います。それでは、この整備計画に関しても審議会として了承したということにし、大きな議題は終わりとなります。続いて、議題の（２）次回スケジュールについて確認をしたいと思いますので、事務局からお願いします。

○蔵並職員

はい。次回日程についてですが、平成30年3月27日火曜日14時から開催したいと考えています。次回までに、今日いただいた意見をもとにして、鎌倉市児童福祉審議会意見書の修正を行います。修正後の意見書については、委員の皆様にも確認していただく予定です。第4回では審議会として最終的な意見書を確認していただき、その後、審議会として委員長から市長に対して意見書を提出していただく場を設けたいと思っております。

○松原委員長

第4回の審議会の日程3月27日の14時からということによろしいでしょうか。この際に、市長との懇談の時間を設定していますか。

○進藤部長

14時半から15時まで、市長の予定を確保しています。

○松原委員長

14時半から15時までの30分くらいになりますが、この意見書に沿って、あるいは付け加えるような形で我々の意見を伝えていければと思います。以上を持ちまして、本日予定していた全ての議事が終了いたしました。それでは事務局に進行をお戻しします。

○小柳出次長

長時間にわたり御審議いただきまして有難う御座いました。以上を持ちまして、平成29年度第3回児童福祉審議会を閉会とします。